株式売渡請求に関する事前開示事項

（会社法第 179 条の5第1項及び会社法施行規則第 33 条の7に定める事前開示書類）

2026年7月13日

株式会社グローバルインフォメーション

2026 年7月 13 日
神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号
株式会社グローバルインフォメーション
代表取締役社長　樋口 荘祐

株式売渡請求に関する事前開示事項

（会社法第 179 条の5第1項及び会社法施行規則第 33 条の7に定める事前開示書類）

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第1項に規定する特別支配株主である株式会社ユーザベース（以下「ユーザベース」といいます。）から、2026 年7月 13 日付で、会社法第 179 条第1項に基づき、当社の株主の全員（ただし、ユーザベース及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全部をユーザベースに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受領し、2026 年7月 13 日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の5第1項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 33 条の7に掲げる事項は下記のとおりです。

記

1．特別支配株主の名称及び住所（会社法第 179 条の5第1項第1号）

名称：株式会社ユーザベース

住所：東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

2．会社法第 179 条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の5第1項第2号）

（1）　特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

（2）　本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の2第1項第2号及び同項第3号）

ユーザベースは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき 1,680 円の金銭を割当交付いたします。

（3）　新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

（4） 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の2第1項第5号）

2026 年8月 17 日

（5） 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の2第1項第6号、会社法施行規則第 33 条の5第1項第1号）

ユーザベースは、本株式売渡対価の全てを、2026 年7月2日付で株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます）との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行からの借入を原資として支払うことを予定しております。また、ユーザベースにおいて、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

（6） その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の2第1項第6号、会社法施行規則第 33 条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてユーザベースが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払を実施するものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項、本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の5第1項第4号、会社法施行規則第 33 条の7第1号）

（1）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、ユーザベースが当社株式の全部（ユーザベースが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得及び所有等を目的とし、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、ユーザベースが 2026 年5月 21日から同年7月1日まで、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である、普通株式1株につき金 1,680 円と同一の価格に設定されております。

（注1）「本新株予約権」とは、2018 年7月 30 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権をいいます。

当社は、当社が 2026 年5月 20 日付でお知らせいたしました「株式会社ユーザベースによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2026 年5月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

(i) 検討体制の構築の経緯

当社は、2026 年2月９日にユーザベースから、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー等が記載された意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領し、あわせて、本取引の実現可能性及び条件等を検討するためのデュー・ディリジェンスの申入れを受けました。これを受け、当社は同日、ユーザベースに対して、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の回答をしました。その後、本意向表明書の内容について検討するにあたり、2026 年2月 20 日に、本公開買付価格の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、ユーザベース、当社及び本応募合意株主（注2）から独立したリーガル・アドバイザーとして三宅坂総合法律事務所を、同じくユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社エンジェル・トーチ（以下「エンジェル・トーチ」といいます。）及び第三者算定機関として株式会社たすきコンサルティング（以下「たすきコンサルティング」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

また、ユーザベースは当社株式を所有していないとのことであり、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当せず、また、当社の経営陣の全部又は一部がユーザベースに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引（注3）にも該当しません。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、当社の支配株主であり、当社が本公開買付けに関して意見表明することは支配株主との重要な取引等に該当すること、ユーザベースが、当社の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び当社の代表取締役社長で第3位株主である樋口荘祐氏を含む本応募合意株主との間で本応募契約（注2）を締結していることを踏まえ、当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、ユーザベース、当社及び本応募合意株主からの独立性を有する、久富有道氏（当社独立社外取締役・常勤監査等委員）、船山雅史氏（当社独立社外取締役・監査等委員）、岡田尚人（当社独立社外取締役・監査等委員）及び元田達弥氏（当社独立社外取締役・監査等委員）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を 2026 年2月 20 日開催の当社取締役会において決議いたしました（本特別委員会の構成及び設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。当社はユーザベースに対し、本特別委員会を設置し、本取引に係る協議及び交渉に応じる意向について、2026 年2月 20 日に口頭により回答いたしました。

（注2）本公開買付けに際して、ユーザベースは、2026 年5月 20 日付で、（ｉ）当社の第1位株主であり、当社の創業者及び取締役会長である小野悟氏の妻である小野優子氏（所有株式数：

625,000 株、議決権所有割合（注4）：21.01％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（小野優子氏）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（小野優子氏）」といいます。）を、（ⅱ）当社の第2位株主である小野悟氏（所有株式数：520,000 株、議決権所有割合：17.48％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（小野悟氏）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（小野悟氏）」といいます。）を、（ⅲ）当社の第3位株主であり、かつ小野悟氏の娘である田野聡美氏（所有株式数：150,000 株、議決権所有割合：5.04％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（田野聡美氏）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（田野聡美氏）」といいます。）を、（ⅳ）同じく当社の第3位株主であり、かつ田野聡美氏の資産管理会社である株式会社いちとせ（以下「いちとせ」といいます。）（所有株式数：150,000 株、議決権所有割合：5.04％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（いちとせ）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（いちとせ）」といいます。）を、（ⅴ）同じく当社の第3位株主であり、かつ小野悟氏の娘である樋口めぐ美氏（所有株式数：150,000 株、議決権所有割合：5.04％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（樋口めぐ美氏）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（樋口めぐ美氏）」といいます。）を、（ⅵ）同じく当社の第3位株主であり、かつ樋口めぐ美氏の資産管理会社である株式会社エルワイアール（以下「エルワイアール」といいます。）（所有株式数：150,000 株、議決権所有割合：5.04％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（エルワイアール）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（エルワイアール）」といいます。）を、（ⅶ）同じく当社の第3位株主であり、かつ当社の代表取締役社長である樋口荘祐氏（所有株式数：150,000 株、議決権所有割合：5.04％）との間で、その所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式（樋口荘祐氏）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（樋口荘祐氏）」といいます。また、小野優子氏、小野悟氏、田野聡美氏、いちとせ、樋口めぐ美氏、エルワイアール及び樋口荘祐氏を総称して、以下「本応募合意株主」といい、応募対象株式（小野優子氏）、応募対象株式（小野悟氏）、応募対象株式（田野聡美氏）、応募対象株式（いちとせ）、応募対象株式（樋口めぐ美氏）、応募対象株式（エルワイアール）及び応募対象株式（樋口荘祐氏）を総称して、以下「本応募対象株式」（合計所有株式数：1,895,000 株、議決権所有割合：63.69％）といい、本応募契約（小野優子氏）、本応募契約（小野悟氏）、本応募契約（田野聡美氏）、本応募契約（いちとせ）、本応募契約（樋口めぐ美氏）、本応募契約（エルワイアール）及び本応募契約（樋口荘祐氏）を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しているとのことです。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付対象者の役員と利益を共通にする取引をいいます。

（注4）「議決権所有割合」とは、当社が 2026 年5月 13 日に公表した「2026 年 12 月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年3月 31 日現在の当社の発行済株式総数（2,969,000 株）に、同日現在残存する本新株予約権 71 個の目的となる当社株式の数（7,100 株）を加算した株式数（2,976,100 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数

（681 株）を控除した株式数（2,975,419 株）に係る議決権数（29,754 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、上記体制の下、本取引の意義・目的を含む本公開買付けの概要、当社グループを取り巻く事業環境及び当社グループの事業の状況、本取引が当社グループに与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向、たすきコンサルティングからの当社株式の価値算定結果に関する報告及びエンジェル・トーチからの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言並びに三宅坂総合法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言等を踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、当社は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、対応を行っております。

具体的には、当社は、ユーザベースから本意向表明書を受領後、本取引の内容を具体的に検討するため、本特別委員会における検討・協議を開始し、2026 年3月２日開催の本特別委員会において、エンジェル・トーチより本意向表明書の記載内容に関する説明を受けるとともに、本取引の意義・目的並びに本取引後の経営体制及び事業方針に関して質疑応答を行いました。

さらに 2026 年3月 11 日開催の本特別委員会において、本取引に係る取引条件、本公開買付価格の公正性を担保するための措置、ユーザベースに対する質問事項などを検討、協議いたしました。その後、当社は 2026 年3月 12 日にユーザベースに対して、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質問状を提出し、2026 年3月 23 日にユーザベースから回答書を受領いたしました。

また、2026 年3月 25 日開催の本特別委員会において、ユーザベースとの面談を実施し、上記回答書の補足説明を受けるとともに、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質疑応答を行いました。

加えて、当社は、2026 年2月 20 日から 2026 年4月１日までの間、ユーザベース及びユーザベースが選任した外部専門家による当社グループに対するデュー・ディリジェンスを受け入れ、ビジネス、財務・税務、法務、人事、労務、知的財産、情報システム及びコンプライアンス等の各分野について、書面による質問への回答、データルームを通じた関連資料の開示、当社の経営陣及び担当者へのインタビュー（マネジメント・インタビューを含みます。）等の方法により、必要な情報の提供及び説明を行いました。

その後、当社及び本特別委員会は、2026 年4月 23 日から 2026 年5月 15 日までの間、ユーザベースとの間で本公開買付価格に関する協議・検討を重ねました。

具体的には、ユーザベースは、当社に対し、2026 年4月 23 日、当社が 2026 年 12 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を 1,580 円（提案日の前営業日である同年4月 22 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,332 円に対して 18.62%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,335 円に対して 18.35%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,376 円に対して 14.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,416 円に対して 11.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本公開買付けにおける本新株

予約権1個あたりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を 134,200 円（上記提案に係る本公開買付価格（1,580 円）と本新株予約権の当社株式1株あたりの行使価額 238 円の差額である 1,342 円に、本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数（100 株）を乗じた金額）とする旨の初回提案を行いました。これに対して、当社は、ユーザベースに対して、2026 年4月 24 日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して相対的に低位な水準であり、当社が起用した第三者算定機関であるたすきコンサルティングが行った当社株式価値の試算結果、当社株式の市場株価推移を踏まえると、当社の一般株主の利益に十分に配慮された金額とはいえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行いました。これを受けて、ユーザベースは、当社に対し、2026 年4月 27 日、本公開買付価格を 1,620 円（提案日の前営業日である同年4月 24 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,300 円に対して 24.62%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,333 円に対して 21.53%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,373 円に対して 17.99%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,414 円に対して 14.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本新株予約権買付価格を 138,200 円（上記提案に係る本公開買付価格（1,620 円）と本新株予約権の当社株式1株あたりの行使価額 238 円の差額である 1,382 円に、本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数（100 株）を乗じた金額）とする第2回提案を行いました。これに対して、当社は、ユーザベースに対して、2026 年4月 27 日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、たすきコンサルティングが行った当社株式価値の試算結果や、本取引の実施により創出されるシナジーの一般株主への分配のあり方という観点から引き続き検討を要する点があり、一般株主の利益保護の観点に照らし十分に説明可能であるとの判断には至っていないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する回答を行いました。これを受けて、ユーザベースは、当社に対し、2026 年5月１日、当社の財務状況及び株価水準に加え、ユーザベースが想定している企業価値向上のための施策の実行及びそれらの実現確度等を踏まえ、本公開買付価格を 1,650 円（提案日の前営業日である同年4月 30 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,290 円に対して 27.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,327 円に対して 24.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,367 円に対して 20.70%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,409 円に対して 17.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本新株予約権買付価格を 141,200 円（上記提案に係る本公開買付価格（1,650 円）と本新株予約権の当社株式1株あたりの行使価額 238 円の差額である 1,412 円に、本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数（100 株）を乗じた金額）とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、当社は、ユーザベースに対して、2026 年5月７日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して依然として低い水準であることに加え、本取引の実施により相応のシナジー効果が見込まれるところ、本公開買付価格は、当該シナジーのうち一般株主の皆様に帰属すべき部分が十分に反映されている価格水準とは依然としていえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行いました。これを受けて、ユーザベースは、当社に対し、2026 年5月 12 日、改めて当社の財務状況及び株価水準に加え、ユーザベースが想定している企業価値向上のための施策の実行により実現する価値を最大限考慮した結果として、本公開買付価格を 1,680 円（提案日の前営業日である同年5月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,231 円に対して 36.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,307 円に対して 28.54%、同日までの過去3ヶ月間の

終値の単純平均値 1,354 円に対して 24.08%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,401 円に対して 19.91%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を 144,200 円(上記提案に係る本公開買付価格(1,680 円)と本新株予約権の当社株式1株あたりの行使価額 238 円の差額である 1,442 円に、本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100 株)を乗じた金額)とする旨の最終提案を行いました。これに対して当社は、ユーザベースに対して、2026 年5月 15 日、本特別委員会において検討した結果、最終提案について応諾する旨の回答を行いました。

以上の協議及び交渉を経て、当社は、2026 年5月 20 日、本公開買付価格を 1,680 円、本新株予約権買付価格を 144,200 円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを受諾しました。

(iii)判断内容

以上の経緯の下、当社は、2026 年5月 20 日開催の当社取締役会において、三宅坂総合法律事務所から受けた法的助言、エンジェル・トーチから受けた財務的見地からの助言並びに 2026 年5月 19 日付でたすきコンサルティングから提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から 2026 年5月 20 日付で提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。その結果、以下のとおり、当社は、ユーザベースによる本公開買付けを含む本取引を通じた当社株式の非公開化が当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものになっているとの結論に至りました。

具体的には、当社を取り巻く事業環境は、インド・中国系調査出版会社の台頭、調査出版会社による直販比率の上昇、Google 検索エンジンの仕様・アルゴリズム変更によるウェブサイトへの検索流入数の減少、並びに生成 AI の急速な進化に伴う情報収集・情報提供のあり方の変化等により、大きな転換点を迎えているところ、当社は、これまでウェブ検索を中心とするインバウンド型の顧客獲得に強みを有してきたものの、今後の持続的成長のためには、当該事業環境の変化に対応した販売チャネルの多様化、委託調査事業の強化、並びに AI 時代に適合した新たなサービス提供モデルの構築が必要であると認識しています。当社は、本取引を通じてユーザベースの完全子会社となることで、ユーザベースグループが有する法人向け営業基盤、経済情報プラットフォーム、専門家ネットワーク、コンテンツ企画力、AI・プロダクト開発力及びエンジニアリング人材等を活用することが可能となり、当社が中期経営計画において掲げる「総合市場情報プロバイダーへの進化」をより迅速かつ着実に推進することができると見込まれます。また、当社の市場調査レポート、年間契約型情報サービス及び委託調査の提供機能と、ユーザベースグループの「Speeda」その他の経済情報基盤とを組み合わせることにより、従来のレポート販売にとどまらない高付加価値な情報ソリューションの開発が可能になると見込まれます。特に、当社が有する市場調査レポート資産と、ユーザベースグループが有する専門家知見、編集機能及び顧客基盤との連携により、委託調査事業の拡大、クロスセル機会の創出及び顧客単価の向上が期待できます。さらに、当社がユーザベースの完全子会社となることで、AI を活用した検索性・比較性・利便性の高い新しい市場情報サービスの開発を、権利処理、プロダクト開発及び販売戦略を含めて一体的に推進できるようになり、生成 AI 時代における競争力強化に

資すると見込まれます。また、当社株式の非公開化を通じて、上場維持コストを削減することができ、経営資源を成長投資、商品開発及び営業基盤の強化により有効に振り向けることが可能になると考えられます。なお、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなるというデメリットが考えられるものの、本取引後は、ユーザベースグループの経営資源や財務基盤を活用することにより、当社が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力への影響も想定されるものの、ユーザベースグループの知名度及び信用力に加え、当社がこれまでに培ってきたブランド、顧客基盤及び取引関係に鑑みれば、非公開化やユーザベースの完全子会社となることにより、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられます。

また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の諸条件は妥当性を有しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

なお、当社は、2025 年 11 月 12 日付で「2025 年 12 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表の上、2025 年2月 10 日に公表した 2025 年 12 月期(2025 年1月1日から 2025 年 12 月 31 日まで)の通期連結業績予想の下方修正(以下「本件下方修正」といいます。)を行っております。もっとも、本件下方修正は、2025 年 12 月期第3四半期が業績予想に対して低調に推移したことを受け、セグメント別及び事業区分別に 2025 年 12 月期第4四半期以降の業績見通しを精査し、通期連結業績予想について再検討した結果として行ったものであり、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものではなく、また、ユーザベースの意向等を汲んで行われたものでもありません。したがって、本件下方修正は、本取引における本公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しないものと判断しております。

(ア) 下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(b)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているたすきコンサルティングによる当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限値を上回るものであり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)による算定結果の中央値を上回るものであること。

(イ) 本公開買付価格である 1,680 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年5月 19 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,237 円に対して 35.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,274 円に対して 31.87%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,334 円に対して 25.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,390 円に対して 20.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点 2023 年 12 月 22 日から 2025 年 12 月 15 日までに公表され、その後成立した、時価総額 100 億円未満の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した買付予定数の上限が付されていない他社株公開買付けの事例(より類似性の高い他事例との比較という観点から、マネジメント・バイアウト(MBO)取引、対抗的な公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け(いわゆるディスカウント TOB)の事

例、REIT を対象とする事例、公開買付けの公表前に事前報道のあった事例、二段階公開買付けの事例、公開買付けの開始予告が行われた事例を除く。）39 件におけるプレミアム水準（公開買付け公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が 59.74%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 57.56%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 57.79%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 56.89%）と比較して必ずしも高い水準とは評価できないものの、当社グループが 2026 年3月末日時点で保有する現金及び預金は約 26 億 9,000 万円と総資産の 80%以上に及ぶところ、一般的に現預金比率が高い企業を公開買付対象者とする公開買付けにおいてはプレミアムが相対的に低位に抑えられる傾向にあること、また、本公開買付価格は、2024 年 12 月期（2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）の初日である 2024 年 1 月 1 日以降における当社株式の終値の最高値 1,598 円（2024 年3月7日時点）を上回る価格であると認められることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認められること。

（ウ） 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされているところ、上記のとおり、本公開買付価格は一定の合理性があるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についても同様に一定の合理性があるものと考えられること。

（エ） 下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の各措置が講じられていること等から、本取引については、少数株主の利益への相応の配慮がなされていると認められること。

（オ） 本公開買付価格は、上記各措置が講じられた上で、ユーザベース及び当社の間で実質的な協議・交渉が複数回にわたり行われた結果として合意されたものであること。

（カ） 当社が本特別委員会から 2026 年5月 20 日付で取得した本答申書においても、本取引の目的は合理的であり、本取引の取引条件は妥当であって、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨判断されていること。

以上より、当社は、2026 年5月 20 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2026 年7月２日、ユーザベースより、本公開買付けの結果について、当社株式 2,775,740 株の応募があり、買付予定数の下限（1,983,600 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026 年7月８日（本公開買付けの決済の開始日）付で、ユーザベースの所有する当社株式の議決権所有割合は 93.29%となり、ユーザベースは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、ユーザベースより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」

に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(ⅰ)本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ⅱ)本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(ⅲ)ユーザベースは、026 年7月2日付にて三菱 UFJ 銀行及びみずほ銀行との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、本株式売渡対価の支払のための資金を確保していること、(ⅳ)本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(ⅴ)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、ユーザベースからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本株式売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2026 年5月 20 日現在において、ユーザベースは当社株式及び当社新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部がユーザベースに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しません。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、当社の支配株主であり、本公開買付けに関する当社の意見表明が支配株主との重要な取引等に該当すること、ユーザベースが、当社の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び当社の代表取締役社長で第3位株主である樋口荘祐氏を含む本応募合意株主との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、ユーザベース及び当社は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定に慎重を期し、また、本取引の公正性及び透明性を担保するため、それぞれ以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、ユーザベースにおいて実施した措置については、ユーザベースから受けた説明に基づくものです。

なお、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する一般株主の皆様の利益に必ずしも資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、ユーザベースとしては、ユーザベース及び当社において以下の措置を講じていること

から、当社の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことであり、当社も同様に考えております。

① ユーザベースにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ユーザベースは、本公開買付価格を決定するにあたり、ユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関として、ユーザベースのファイナンシャル・アドバイザーである株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月 19 日付で株式価値算定書を取得したとのことです（注1）。なお、KPMG は、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、ユーザベースは、ユーザベース及び当社において本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、KPMG から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。なお、本取引に係る KPMG に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が一部含まれているとのことです。ユーザベースは、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であることを勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により KPMG をユーザベースのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

(a) 普通株式

KPMG は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動を評価に反映するために DCF 法をそれぞれ算定方法として採用して当社株式の株式価値の算定を行っているとのことです。

KPMG による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	:1,237 円～1,390 円
DCF 法	:1,564 円～1,857 円

市場株価法では、算定基準日を 2026 年5月 19 日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日の終値 1,237 円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値 1,274 円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値 1,334 円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値 1,390 円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を 1,237 円から 1,390 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、当社が 2026 年2月 10 日付で公表した 2026 年 12 月期から 2028 年 12 月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、直近までの業績の動向、ユーザベースが 2026 年4月1日までに当社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮してユーザベースにおいて調整を行った当社の財務予測（以下「ユーザベース財務予測」といいます。）に基づき、当社が 2026 年 12 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・

フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 1,564 円から 1,857 円までと算定しているとのことです。なお、ユーザベースより KPMG に提供され、KPMG が DCF 法に用いたユーザベース財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また KPMG が DCF 法に用いたユーザベース財務予測は、本取引の実現を前提として、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しているとのことです。

（注1）KPMG は、当社の株式価値算定に際して、ユーザベース若しくは当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、KPMG は、当社グループの資産及び負債（簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。また、かかる算定において考慮したユーザベース財務予測については、ユーザベースにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2026 年5月 19 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

(b) 本新株予約権

本新株予約権については、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と本新株予約権の行使価額 238 円の差額である 1,442 円に、各本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数を乗じた金額とすることを決定したとのことです。

なお、ユーザベースは、上記のとおり、本公開買付価格を基に本新株予約権買付価格を決定したことから、本新株予約権の買付価格について、第三者算定機関からの算定書や公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

② 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、本取引に関する意思決定の公正性及び透明性を担保するため、2026 年2月 20 日、ユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、エンジェル・トーチを選任し、本取引に関する意思決定の方法及び過程、ユーザベースとの交渉方針、本特別委員会との連携の在り方その他の留意事項について、必要な助言を受けております。

エンジェル・トーチは、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、エンジェル・トーチに対する報酬には、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、当該成功報酬が含まれていることをもって直ちに独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、エンジェル・トーチの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナン

シャル・アドバイザーとして承認しており、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

(b)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するため、ユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関として、たすきコンサルティングを選任し、同社より2026年5月19日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書を取得しております。

なお、たすきコンサルティングは、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るたすきコンサルティングに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、当社は、かかる報酬体系がたすきコンサルティングの独立性の判断等に影響を与えるものではないと判断の上、たすきコンサルティングを第三者算定機関として選任いたしました。なお、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、たすきコンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の第三者算定機関として承認しており、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

たすきコンサルティングは、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似会社との比較による株式価値の検討が可能であることから類似会社比較法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して、当社株式の株式価値算定を行いました。

たすきコンサルティングによる当社株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法:1,237円～1,390円
類似会社比較法:1,171円～1,365円
DCF法:1,562円～1,729円

市場株価法においては、基準日を2026年5月19日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値1,237円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,237円から1,390円までと算定しております。

類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定した上で、当該類似会社におけるEBITDA倍率及びEBIT倍率を用いて当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,171円から1,365円までと算定しております。

DCF法においては、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年12月期以降に将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,562円から1,729円までと算定しております。割引率は加重平均資本コスト(WACC:Weighted Average Cost of Capital)を採用し、10.01%から11.01%としております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で、永久成長率を

0.00％から 1.00％としております。なお、余剰現預金については、当社の過去の運転資金水準、将来の資金需要及び資金繰りの状況等を踏まえ、当社が通常の事業運営に必要とされる営業活動に伴う仕入債務や人件費等の支払いに係る費用から、短期間で回収が見込まれる売上債権等を控除した金額を考慮しております。

なお、本事業計画については、本応募合意株主であり当社の取締役である樋口荘祐氏がその作成に関与するとともに、2026 年2月 10 日に当社の取締役会で本事業計画が承認された際には、樋口荘祐氏のほか、本応募合意株主、当社の取締役でありかつ当社の支配株主である小野悟氏も、その審議及び決議に参加しております。もっとも、当社は、本事業計画について、本取引に係る本意向表明書を受領した 2026 年2月９日より前から作成に着手し、本意向表明書受領の前後で作成のプロセスに変更なく検討及び作成を進めており、ユーザベース又はその関係者がその作成に関与し又は影響を及ぼした事実はないこと、また、ユーザベースとの交渉において、本事業計画についてユーザベースに対して一定の説明を行っているものの、ユーザベースの指示により、又はその意を汲んで、当社が作成又は修正を行った事実はないことから、本事業計画を株式価値の算定の根拠に使用しても公正性を害することはないと考えております。

たすきコンサルティングが DCF 法による算定の前提とした本事業計画には、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、たすきコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(c) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額 238 円の差額である 1,442 円に、本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数（100 株）を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、当社は、本新株予約権の買付価格について、たすきコンサルティングから算定書及び公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとされていますが、当社は、2026 年5月 20 日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することによりユーザベースに対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しております。

③ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本取引に関する意思決定の公正性及び適正性を担保するため、ユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして三宅坂総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続、当社取締役会及び本特別委員会の意思決定の方法及び過程、開示に当たっての留意事項その他の法的助言を受けております。

三宅坂総合法律事務所は、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本公開買付けを含む

本取引に係る三宅坂総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、当社は、かかる報酬体系が三宅坂総合法律事務所の独立性の判断等に影響を与えるものではないと判断の上、三宅坂総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任いたしました。

なお、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、三宅坂総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引の是非を審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2026 年2月 20 日、ユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立した委員により構成される本特別委員会を設置いたしました。

本特別委員会の委員は、久富有道氏（当社独立社外取締役・常勤監査等委員）、船山雅史氏（当社独立社外取締役・監査等委員、公認会計士・税理士）、岡田尚人氏（当社独立社外取締役・監査等委員、弁護士）及び元田達弥氏（当社独立社外取締役・監査等委員、税理士）の4名で構成されており、各委員はいずれもユーザベース、当社及び本応募合意株主から独立した立場にあり、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、上記4氏は、いずれも株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておらず、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、久富有道氏が選任されており、本特別委員会の委員長についても変更した事実はありません。

当社取締役会は、本特別委員会に対し、以下の事項について諮問しております。

(i) 本取引の目的が正当かつ合理的なものであるか（当社の企業価値向上に資するものであるかを含む。）
(ii) 本取引に至る手続きが公正であるか
(iii) 本取引における公開買付価格その他の条件が妥当であるか
(iv) 上記(i)から(iii)までを踏まえ、本取引が当社の一般株主（少数株主）にとって不利益になるものではないか
(v) 本取引に当社取締役会が賛同意見を表明し、当社株主及び本新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することの是非

また、当社取締役会は、当社取締役会が本特別委員会の答申を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の取引条件の妥当性がないと判断した場合には、本取引に対する賛同意見を出さないことを決議しております。加えて、本特別委員会に対し、(i)ユーザベースとの交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことができるこ

と、また、その検討及び判断に必要な情報を得るため、必要に応じて、当社に対し、又は当社を介してユーザベースに対して情報提供を求めることができること、(ii)当社が選定したファイナンシャル・アドバイザー(エンジェル・トーチ)、リーガル・アドバイザー(三宅坂総合法律事務所)及び株式価値の第三者算定機関(たすきコンサルティング)を承認することができ、これらの者に独立性及び専門性があるとして本特別委員会が承認するとき、本特別委員会は、当該ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関に対して、本特別委員会から助言を求めることができること、並びに(iii)本特別委員会は、必要に応じて、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任することができることについての権限を付与しております。

本特別委員会は、2026 年3月2日から同年5月 20 日までの間に合計 10 回、合計約9時間にわたって開催されたほか、各会議間においても本特別委員会の委員の間で随時電子メール等により意見交換を行い、本取引の目的・背景、本取引後の当社の経営方針、本事業計画の内容及び合理性、本公開買付価格の妥当性、本取引に係る手続の公正性等について、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社及びユーザベースから提出された資料の検討を行うとともに、当社経営陣、エンジェル・トーチ、たすきコンサルティング、三宅坂総合法律事務所及び必要に応じてユーザベースから説明を受け、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社とユーザベースとの間における本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与し、当社に対し、交渉方針に関する意見を述べ、必要に応じて価格の引上げを含む条件の再提示及び交渉の継続を要請しております。

その結果、当社は、本特別委員会から 2026 年5月 20 日付で、大要以下の内容の答申書を取得しております。

(a)答申内容

(ア) 本取引の目的が正当かつ合理的なものであり、当社の企業価値向上に資するものであると考える。

(イ) 本取引に至る手続は公正であると考える。

(ウ) 本取引における公開買付価格その他の条件は妥当であると考える。

(エ) 上記(ア)から(ウ)までを踏まえると、本取引は、当社の一般株主(少数株主)にとって不利益になるものではないと思料される。

(オ) 上記(ア)から(エ)を踏まえれば、当社取締役会が本取引に賛同意見を表明し、当社株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することは、相当である。

(b)答申理由

(ア)「本取引の目的が正当かつ合理的なものであるか(当社の企業価値向上に資するものであるかを含む。)」について

本特別委員会は、以下の理由から、本取引の目的が正当かつ合理的なものであり、当社の企業価値向上に資するものであると考える。

・ 当社及びユーザベースから説明を受けた、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②ユーザベースが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の

内容の、当社及びユーザベースによる、当社の業務の現況、事業計画及び経営課題の認識については、矛盾した点や明らかに客観的事実に反している点は認められない。

- ユーザベースとしては、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②ユーザベースが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により、①顧客基盤及び営業体制の相互活用によるクロスセルの推進及び販売機会の拡大、②エキスパートネットワークサービスと市場調査レポートの融合による調査ソリューションの高度化、③市場調査レポートと生成 AI・経済情報プラットフォームの統合による分析高度化及び新サービスの創出といったシナジーが実現できると考えているとのことである。当該シナジーの内容は、当社の業務の現況、事業計画及び経営課題についての認識にも即し、当社の企業価値の一層の向上を図る上で、いずれも重要性の高い施策であると認められる。
- ユーザベースは、本取引後も、当社の既存の従業員の雇用及び処遇等は基本的に現状維持を想定しているとのことであり、当社従業員に不利益が及ばないよう配慮がなされている。
- 本取引に伴う当社株式の非公開化については、上場維持コストを削減することができ、経営資源を成長投資、商品開発及び営業基盤の強化により有効に振り向けることが可能になると考えられる。一方で、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなるというデメリットが考えられるものの、本取引後は、ユーザベースグループの経営資源や財務基盤を活用することにより、当社が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力への影響も想定されるものの、ユーザベースグループの知名度及び信用力に加え、当社がこれまでに培ってきたブランド、顧客基盤及び取引関係に鑑みれば、非公開化やユーザベースの完全子会社となることにより、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられる。

(イ)「本取引に至る手続きが公正であるか」について

- 本特別委員会は、以下の理由から、本取引に至る手続は公正であると考える。ユーザベースは当社株式及び当社新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しない。また、当社の経営陣の全部又は一部がユーザベースに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しない。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、当社の支配株主であり、本公開買付けに関する意見表明が支配株主との重要な取引等に該当すること、ユーザベースが、当社の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び当社の代表取締役社長で第3位株主である樋口荘祐氏を含む本応募合意株主との間で応募契約を締結する予定であること等を踏まえ、当社としては、本取引につきより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識し、本取引の検討にあたり、本公開買付価格の具体的な交渉に入る以前に、本特別委員会を設置しており、以下のとおり、本特別委員会の当社、ユーザベース及び本応募合意株主からの独立性が確保されていると考える。
 (i)委員構成につき、久富有道(当社独立社外取締役・常勤監査等委員)、船山雅史(当社独立社外取締役・監査等委員、公認会計士・税理士)、岡田尚人(当社独立社外取締役・監査等委員、弁護士)及び元田達弥(当社独立社外取締役・監査等委員、税理士)の4名を、ユーザ

ベース、当社及び本応募合意株主からの独立性を有し、かつ本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認し、専門性にも十分配慮した上で、委員に選任した。

（ⅱ）本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

（ⅲ）本特別委員会の委員として設置当初から上記4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、久富有道が選任されており、本特別委員会の委員長についても変更した事実はない。

（ⅳ）当社取締役会は、本取引につき、本特別委員会の答申を最大限尊重し、本特別委員会が取引条件の妥当性がないと判断した場合には、本取引に対する賛同意見を出さないものとすることが、当社取締役会において決議されている。

（ⅴ）本特別委員会は、ユーザベースとの交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことができる旨、また、その検討及び判断に必要な情報を得るため、必要に応じて、当社に対し、又は当社を介してユーザベースに対して、情報提供を求めることができる旨が、当社取締役会において決議されている。

（ⅵ）本特別委員会は、当社が選定したファイナンシャル・アドバイザー（エンジェル・トーチ）、リーガル・アドバイザー（三宅坂総合法律事務所）及び株式価値の第三者算定機関（たすきコンサルティング）を承認することができ、これらの者に独立性及び専門性があるとして本特別委員会が承認するとき、本特別委員会は、当該ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関に対して、本特別委員会から助言を求めることができること、並びに必要に応じて、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任することができることが、当社取締役会において決議されている。

・ 当社及び本特別委員会は、ファイナンシャル・アドバイザーとして当社が選任したエンジェル・トーチより、随時、本取引に関する意思決定の方法及び過程、ユーザベースとの交渉方針、本特別委員会との連携の在り方その他の留意事項などに関して、必要な助言を得ている。なお、エンジェル・トーチは、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びにその専門性及び独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認済である。なお、エンジェル・トーチに対する報酬には、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、当該成功報酬が含まれていることをもって直ちに独立性が否定されるものではないと判断できる。

・ 当社及び本特別委員会は、株式価値の第三者算定機関として当社が選任したたすきコンサルティングより、本公開買付価格の妥当性を確保するために、株式価値算定書を取得している。なお、たすきコンサルティングは、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びにたすきコンサルティングに支払われる報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことを、本特別委員会において確認済であり、その専門性及び独立性に問題はないことを、本特別委員会において確認済である。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担

保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、たすきコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことであるが、当該説明には不合理な点は認められない。

- 当社及び本特別委員会は、リーガル・アドバイザーとして当社が選任した三宅坂総合法律事務所より、随時、本取引における手続の公正性を担保するための措置、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続、当社取締役会及び本特別委員会の意思決定の方法及び過程、開示に当たっての留意事項その他の法的助言を得ている。なお、三宅坂総合法律事務所は、ユーザベース、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びに三宅坂総合法律事務所に支払われる報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないこと、並びにその専門性及び独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認済である。
- 当社の取締役のうち、小野悟氏及び樋口荘祐氏は本応募合意株主であり、ユーザベースとの間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、ユーザベースから本取引に係る法的拘束力のない意向表明書を受領した2026年2月9日以降、当社の立場において本取引に係るユーザベースとの協議・交渉にも関与していない。
- 本公開買付けの期間は、金融商品取引法に定められた最低限の日数（20営業日）よりも10営業日長い30営業日に設定されている。ユーザベースによれば、公開買付期間を法定の最低限の日数より比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると共に、当社株式についてユーザベース以外の者（以下「対抗的買収提案者」という。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことであり（いわゆる間接的なマーケット・チェック）、妥当と考えられる。なお、当社においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討するような、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。）は行っていないとのことである。しかし、積極的なマーケット・チェックは情報管理の観点から実務上の問題も考えられること、本取引においては本答申書で述べるような充実した公正性担保措置が取られていると考えられることから、積極的なマーケット・チェックを実施しなくとも、直ちに本取引の公正性が阻害されることはないものと考えられる。
- ユーザベース及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮されていると考えられる。
- 本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景、目的等に関する情報、当社とユーザベースとの間で行われた取引条件に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の株主による取引条件の妥当性についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

・ 本公開買付けに応募しなかった当社の一般株主（少数株主）には、本公開買付けの成立後に実施される予定の、当社をユーザベースの完全子会社とするための手続（株式等売渡請求又は株式併合）において、最終的には金銭が交付されることになり、これらの手続において一般株主（少数株主）に交付される金銭の額は、1株当たりの本公開買付けの価格に、当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定である。また、株式等売渡請求及び株式併合の手続において、一般株主（少数株主）は、裁判所に対し、売買価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。以上のことから、一般株主（少数株主）が本公開買付けに応募するか否かについて、適切に判断を行う機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されているといえる。

・ 本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定されていないが、ユーザベースによれば、当該下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことである。本取引では、本答申書において述べるような充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の一般株主（少数株主）の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）条件の設定を行っていなくとも、直ちに本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。

・ 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がユーザベースより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

（ウ）「本取引における公開買付価格その他の条件が妥当であるか」について

本特別委員会は、以下の理由から、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当であると考える。

・ 上記（イ）記載のとおり、当社及び本特別委員会は、たすきコンサルティングより、本公開買付価格の妥当性を確保するために、株式価値算定書を取得した。また、本特別委員会は、当該株式価値算定書の取得にあたり、たすきコンサルティングから、当該算定結果とともに、当社の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法の内容及び重要な前提条件について質疑応答を行った。本公開買付価格は、たすきコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジ（1,237 円～1,390 円）の上限値及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジ（1,171 円～1,365 円）の上限値を上回る価格である。また、DCF 法に基づく算定結果のレンジ（1,562 円～1,729 円）の中央値を超え、当社が実現し得る本源的価値が適切に反映されているものと評価できる。なお、たすきコンサルティングが採用した当社株式の株式価値の算定手法である市場株価法、類似会社比較法、DCF 法のいずれの算定手法（各算定手法の詳細は以下のとおり）についても意図的又は恣意的な取扱いは見受けられず、たすきコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の妥当性を判断するための資料として一定の合理性が認められる。なお、たすきコンサルティングは、本事業計画を DCF 法の算定の基礎として用いている。本事業計画については、本公開買付けに関してユーザベースと応募契約を締結予定であり当社取締役である樋口荘祐氏がその作成に関与するとともに、2026 年2月 10 日に当社取締役会で本事業計画が承認された際には、樋口荘祐氏のほか、本

公開買付けに関してユーザベースと応募契約を締結予定であり、当社取締役でありかつ当社の支配株主である小野悟氏も、その審議及び決議に参加している。もっとも、本事業計画については、本取引に係るユーザベース作成の意向表明書を受領した 2026 年2月９日より前から当社において作成に着手し、当該意向表明書受領の前後で作成のプロセスに変更なく検討及び策定が進められたものと認められ、ユーザベース又はその関係者がその作成に関与し又は影響を及ぼした事実は認められないこと、また、ユーザベースとの交渉において、本事業計画について当社からユーザベースに対して一定の説明を行っているものの、ユーザベースの指示により、又はその意を汲んで、当社が作成又は修正を行った事実も認められないことから、たすきコンサルティングが本事業計画を株式価値の算定の根拠に使用しても、公正性を害することはないと思料される。

・ 市場株価法においては、基準日を 2026 年5月 19 日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 1,237 円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値 1,274 円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値 1,334 円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値 1,390 円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を 1,237 円から 1,390 円までと算定している。類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定した上で、当該類似会社における EBITDA 倍率及び EBIT 倍率を用いて当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を 1,171 円から 1,365 円までと算定している。DCF 法においては、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 12 月期以降に将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を 1,562 円から 1,729 円までと算定している。

・ 本公開買付価格 1,680 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年5月 19 日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,237 円に対して 35.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,274 円に対して 31.87%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,334 円に対して 25.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,390 円に対して 20.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点、2023 年 12 月 22 日から 2025 年 12 月 15 日までに公表され、その後成立した、時価総額 100 億円未満の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した買付予定数の上限が付されていない他社株公開買付けの事例（ただし、より類似性の高い他事例との比較という観点から、マネジメント・バイアウト（MBO）事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け（いわゆるディスカウント TOB）の事例、REIT を対象とする事例、公開買付けの公表前に事前報道のあった事例、二段階公開買付けの事例、公開買付けの開始予告が行われた事例を除く。）39 件におけるプレミアム水準（公開買付け公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が 59.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 57.56%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 57.79%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が 56.89%）と比較して必ずしも高い水準とは評価できないものの、当社グループが 2026 年3月末日時点で保有する現金及び預金は約 26 億 9,000 万円と総資産の 80%以上に及ぶところ、一般的に現預金比率が高い企業を公開買付対象者とする公開買付けにおいてはプレミアムが相対的に低位に抑えられる傾向にあること、また、本公開買付価格は、2024 年 12 月期（2024 年1月１日～2024 年 12 月 31 日）の初日である 2024 年 1 月 1 日以降における当社株式

の終値の最高値 1,598 円（2024 年3月７日時点）を上回る価格であると認められることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認められる。

・ 本取引における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の合意は、当社とユーザベースとの間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであるものと認められ、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。具体的には、ユーザベースによる当初の提示額（1株当たり 1,580 円）を出発点として、当社が、たすきコンサルティングから取得した暫定的な株式価値算定書及び本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、エンジェル・トーチ及び三宅坂総合法律事務所の助言を受けながらユーザベースと交渉を重ねた結果、ユーザベースから、三度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出した上、最終的に本公開買付価格（1 株当たり 1,680 円）での合意に至っている。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初にユーザベースが提示した価格から相応の上積みがされており、当社として、一般株主（少数株主）にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。この点については、本新株予約権買付価格についても同様である。

・ なお、当社は、2025 年 11 月 12 日付で「2025 年 12 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表の上、2025 年2月 10 日に公表した 2025 年 12 月期（2025 年1月１日～2025 年 12 月 31 日）の通期連結業績予想の下方修正（以下「本件下方修正」という。）を行っている。もっとも、本件下方修正は、2025 年 12 月期第3四半期が業績予想に対して低調に推移したため、セグメント別及び事業区分別に 2025 年 12 月第4四半期以降の業績見通しを精査し、通期連結業績予想について再検討したことを理由とするものであると認められ、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものでもなく、ユーザベースの意向等を汲んだとの事実も見出せない。したがって、本件下方修正は、本取引における公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しない。

・ 本新株予約権の買付価格 144,200 円については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な価格であるといえる。

（エ）「上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引が当社の一般株主（少数株主）にとって不利益になるものではないか」について

上記（ア）から（ウ）までを踏まえると、本取引は、当社の一般株主（少数株主）にとって不利益になるものではないと思料される。

（オ）「本取引に当社取締役会が賛同意見を表明し、当社株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することの是非」について

以上より、当社取締役会が本取引に賛同意見を表明し、当社株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することは、相当である。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社取締役会は、上記「（1）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、エンジェル・トーチから受けた財務的見地からの助言、たすきコンサルティングから取得した

株式価値算定書の内容、三宅坂総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討しました。

その結果、当社は、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、本取引が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な当社株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月20日開催の当社取締役会において、取締役7名のうち、利害関係を有しない取締役5名(監査等委員である取締役4名を含みます。)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、小野悟氏及び樋口荘祐氏は本応募合意株主であり、ユーザベースとの間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、ユーザベースから本意向表明書を受領した2026年2月9日以降、当社の立場において本取引に係るユーザベースとの協議・交渉にも関与しておりません。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

ユーザベースは、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法定の最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると共に、当社株式についてユーザベース以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

また、ユーザベース及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 本株式売渡対価のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号)

[ユーザベースは、本株式売渡対価の全てを、株式会社三菱UFJ銀行からの借入による資金によって支払うことを予定しております。ユーザベースは、ユーザベースが2026年5月21日から同年7月1日までを公開買付期間として実施した当社株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、株式会社三菱UFJ銀行作成の2026年5月19日付融資証明書を取得しております。ユーザベースにおいて、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。]。【MSLO:上記でもコメントしておりますが、ユーザベースの資金調達方法につきご確認ください。】

そのため、本株式売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められると判断しております。

5. 株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の5第1項第4号、会社法施行規則第 33 条の7第3号）

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてユーザベースが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払を実施するものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の5第1項第4号、会社法施行規則第 33 条の7第4号）

該当事項はありません。

以上